

議案第25号

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。